

令和８年度 第１回長野市消費生活協議会 会議録

日 時 令和８年７月２１日（火）午前１０時３０分～１１時５５分
場 所 長野市もんぜんぶら座 ３階 304 会議室
出席者 委員 12 人（欠席なし）、事務局 4 人
傍聴者 0 人

○会議内容○

- １ 開会
- ２ 会長あいさつ
- ３ 自己紹介
- ４ 議事

（１）調査事項

- ア 長野市消費生活センター、長野市消費生活協議会について
- イ 令和８年度長野市消費者行政の概要について
- ウ 第二次長野市消費者施策推進計画の実施状況について

（議長：会長）

（１）調査事項ア、イ、ウについて、事務局から一括で説明をお願いする。

（事務局）

- －説明－ ア(資料１ 令和８年度消費者行政の概要)
- イ(資料１の概要を説明)
- ウ(資料２で説明)

（議長）

ただいまの事務局からの説明について、一つずつ質疑を行っていく。
まず、ア 長野市消費生活センター、長野市消費生活協議会について質問等あればお願いしたい。ないようなので、進行する。

（議長）

イ 令和８年度長野市消費者行政の概要について質問等あればお願いしたい。
ないようなので、進行する。

（委員）

令和７年度の消費相談件数が 2,605 件と大幅に増加しているが、その要因は何か。

（事務局）

詳しい原因は不明だが、長野県の消費生活センターが令和７年度から、松本市に集約されたことが、一因と思われる。

（委員）

長野県の消費生活センターが令和７年度から、県下４つの消費生活センターが松本市に集

約されたことが背景にあると推察する。

（委員）

資料2の9ページ、市民意見の反映のところで、出前講座アンケートを実施し、結果を事業に反映していきますとあるが、どんな内容で、どんな要望が多かったのか。

（事務局）

アンケートの内容は、年代、性別、理解度、次回以降聞きたい内容などを設問している。要望としては、最近の状況から特殊詐欺についての要望が多くなっている。

（議長）

他にないようなので、進行する。ウ 第二次長野市消費者施策推進計画の実施状況について、質問等があればお願いしたい。ないようなので、進行する。

（議長）

（2）審議事項 第三次 長野市消費者施策推進計画の策定について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

－説明－（資料3，4，5 第三次長野市消費者施策推進計画の策定について）

（議長）

（2）審議事項 第三次 長野市消費者施策推進計画の策定について、事務局からの説明について質問等あればお願いしたい。

（委員）

資料4の目標のところで、出前講座の開催数について、開催数も大事だが、参加人数も重要と考える。今まで、どのくらい集まっているのか。集める工夫をうかがう。

（事務局）

出前講座は、地区会のような小規模なものから民生委員の地区会議など大規模なものまである。小さいところで10名程度、民生委員の会議で100名を超えるようなものもある。なるべく人の集まっていただけの広報活動をしていきたい。今年度の状況は、出前講座が6回、生活知識講座は先々月実施し、25名程の参加をいただいた。その他、もんぜんぶら座で月2回程行われるシニアアクティブルームの冒頭部分で消費に関する啓発を行うなど、人数や開催回数を確保していきたい。

（委員）

シニアアクティブルームの冒頭で啓発をしているとのことだが、ほんの少しの時間でも啓発を行う、よい取り組みだと思う。出前講座の依頼だけでなく、地域にはお茶のみサロンのような催しがたくさんあるので、呼ばれていなくても、出かけて行って、たとえ5分でも啓発をすると広がっていくと思う。見守りネットワークに関して、関係機関や一定の課だけで情報提供していて、ケアマネジャーなどには情報が届くとは思いますが、一般の市民には届きにくい。民生委員がメールや電話の登録をしているならば、それを使って情報を流せば、一般市民に届きやすくなるのではないか。

高齢者はデジタルが苦手で、警視庁推奨アプリなどを入れることが怖い方が多い。これらを推進していくとあるが、出前講座の時には、インストールまで手伝っているのか、ただ紹介しているだけなのかで大きな違いがある。国際電話での詐欺に関しては、かかってこないようにできるなど、このようなことが市民まで届くような工夫がほしい。

県が行っているテレビ会議システムや SNS を活用した消費生活相談とあるが、どの程度の相談が入っているか。LINE での情報発信とあるが、どの程度の方が閲覧したか把握はしているか。

（事務局）

今までは、相談員が中心になって出前講座に出かけていたが、今年度より特殊詐欺についての話を、職員も行うようにした。その際に、特殊詐欺アプリ、アダプタについて紹介をしているが、貴重なご意見をいただいたので、インストールや画面を見てもらうようなこともしていきたい。コロナ禍の関係で、出前講座の回数が減っていたが、回復してきているので効果的な宣伝をしていきたい。

LINEの閲覧回数については統計が取れるので分析してまいりたい。

SNSを活用した消費生活相談に関しては県が行っており、件数などは把握していない。

（委員）

県センターの集約化に伴い、来所できなくなることを回避するためLINEを使った相談を開始した。窓口を広げる意味では、土日などの閉庁時も受け付けられ、若い年齢層も使いやすいというメリットの一方で、文字情報だけでのやり取りになるので難しい面があり、実際には電話に移行される方が多い。まだ、1年やっただけなので、メリット、デメリットについて様子をみたい。

（議長）

質疑の中で、民生委員の話があったが、意見のある方はお願いします。

（委員）

私がこの協議会に出席させていただいていて、現状の消費者トラブルについて知らないという話にならないので研修会をお願いした経過がある。チラシなどは回覧板で回っていきただけで見えていないのが実情、SNSも興味がないものはスルーしてしまう。より地域に消費者トラブルについて承知している人を増やしていかないと、件数は減っていかないと。先ほどの話で、集まりの冒頭で話していくことで、気を付けようという雰囲気になっていくと思う。回り切れないと思うが、地域に理解してくれる方を増やすことを検討していく必要があるのではないかな。

（議長）

媒体の多様性であったり、頻度、回数などを増やすこともさることながら、そのような意識が大切と感じます。

（事務局）

いかに多くの方に周知していくことが大切と考えており、計画ではネットワークの強化と

いうことをあげているが、その中に、民生委員に限らず、民間の団体、企業などの多様な方にもアプローチできればと三次計画の中で考えているので、そういった部分でより多く広い視点で取り組んでいきたい。

（議長）

他にご意見があればお願いしたい。

（委員）

小中学校における教育のところで、消費生活に関する教育を行っていると思うが、例えばお金のレート、株、投資などについては、どの程度学んでいるのか。

（委員）

学校によると思うが、授業の中で、金融会社が行っている消費者学習を講師になって実施していただいた機会があった。教科書にもあるが、わかりにくい税金のことについて税務署の方がきて学習するなど、専門の方をお願いすれば来ていただけるので、教科書だけでなく、そういった専門的な方に学習していただくことが大事になってくると思う。

（事務局）

細かな部分まで把握できていないが、教育委員会と連携し、身近なところから消費者教育を行っていききたい。

（委員）

学校における教育のところで、司法書士会の県の協会では、高校生向けの消費者教育、SNS・ネットトラブル、特殊詐欺、悪質商法についての出前講座を行っている。高校生向け以外にも、一般市民向けにも行っているので、ご活用いただきたい。

（議長）

これは、消費者センターも関わっているのか。

（事務局）

直接は、関わっておらず教育委員会が携わっている。

（議長）

その他、質問等あればお願いしたい。

ないようなので、（３）その他について、委員の皆様から何かあるか。

（議長）

ないようなので、事務局から何かあるか。

（事務局）

特にございません。

(議長)

次回の開催は 10 月を予定しているのでよろしくお願いします。これで議事を終了する。皆様方の御協力に心から感謝申し上げます。
では進行を事務局に返す。

(事務局)

委員の皆様から頂いた貴重なご意見、ご指摘を 3 次計画に反映し、次回協議会で御提案できればと考えている。
以上で協議事項はすべて終了した。皆様方の御協力に心から感謝を申し上げ閉会とする。

5 閉 会